

千葉市 手話言語の普及および障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例

交付・施行:2025年6月

「障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の実現」を目的とする本条例により、千葉市では手話が「言語」であることを地域社会が認識すること、社会の方から多様なコミュニケーション手段を整備することが進められることになりました。

土台となるのは国連障害者権利条約が示す「障害者のあらゆる人権・基本的自由の完全かつ平等な享有」の保障であり、障がいのある人が障がいのない人と同等に、十分に情報を取得し、理解し、選択し、意思決定できる社会に変えていきます。

[基本理念]

千葉市、市民、事業者は、手話が言語であるという認識に基づき、聴覚障害者の手話言語の獲得・使用権を尊重し、理解の促進と普及、将来世代への継承をする。

千葉市、市民、事業者は、障害の特性に応じた手段で情報を提供し、障害者が情報を取得し、十分に理解し、選択し、意思決定することが保障されるようそれぞれの責務に応じ環境を整備する。

千葉市、市民、事業者は、障害者が障害の特性に応じた手段で情報を発信し、自身の意思表示ができることが保障されるための環境整備をする。

[責務・役割]

千葉市は、手話が言語であることを普及させる。手話言語を習得・使用する権利が守られるようにする。障害者のコミュニケーション支援を積極的に啓発する。そのための施策を、計画的に推進する。

市民は、自己の障害の有無にかかわらず、基本理念を理解し、障害者が情報を取得・利用する重要性を認識し、市の施策に協力するよう努める。

事業者は、基本理念を理解し、障害者が情報を取得・利用する重要性を認識する。障害者に対し必要かつ合理的な配慮をし、市の施策に協力する。

[具体的内容]

○聴覚障害の人だけでなく、様々な障害を持つ人のコミュニケーション手段を多様化し確保する。

○障害のある人もない人も互いに理解し、助け合える地域社会を築くことを実現する。

市は、手話通訳者の設置、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者などの派遣、その他のコミュニケーション手段を提供する。

○障害者が市政に関する情報を速やかに取得できるよう、障害特性に配慮した情報発信や、情報技術の利用支援、代替手段の確保を行う。

○災害発生時に、障害特性に応じたコミュニケーション手段で情報発信をする。避難所などでは障害者の円滑なコミュニケーションが図られるよう支援する。